東京都立成瀬高等学校管理運営規程

１０成瀬高第１０８８号
平成１０年１２月２２日
校　　長　　決　　定
令和３年４月１日改正

第１　目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立成瀬高等学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第２　事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第３　校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第４　副校長

１　副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、並びに校務を整理する。
２　副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第５　主幹教諭

１　主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
２　主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第６　主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

１　校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
２　指導・監督層である主幹教諭の補佐
３　同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第７　経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第８　校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。

１　部

教務部、生活指導部、進路指導部、保健部、広報部及び探究研修部を置く。

２　学年

第１学年、第２学年及び第３学年を置く。

３　学科

普通科を置く。

４　教科

⑴　国語科、社会科（地理歴史科、公民科）、数学科、理科、保健体育科、芸術科、外国語科、家庭科及び情報科を置く。

⑵　国語科、社会科、数学科、理科、保健体育科、外国語科、及び芸術科、家庭科、情報科に各１人教科主任を置く。

５　企画調整会議

６　職員会議

７　教科主任会議

８　教科会

教科主任を置く教科に教科会を置く。

９　委員会

入学者選抜委員会、学校開放事業運営委員会、学校安全委員会、ホームページ管理運営委員会、ＰＣ委員会、教科書選定委員会、安全衛生委員会、学校保健委員会、省エネ委員会、教育課程委員会、図書選定委員会、施設検討委員会、防災教育推進委員会、防災委員会、教育相談委員会（兼食物アレルギー対応委員会）、学校いじめ対策委員会、国際理解教育委員会、行事検討委員会、業者選定委員会、理数研究校事業推進委員会、ICT活用推進委員会及び学校サポートチームを置く。

１０　学校運営連絡協議会

１１　部活動

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動を分掌する職員及び指導を委嘱された者が、「成瀬高等学校　部活動に関する活動方針」に則り、年間指導計画のもとに執り行う。

１２　情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

１３　その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第９　経営企画室組織

経営企画室は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務を行う。

第10　企画調整会議

１　目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

２　構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各部主任、各学年主任とする。ただし、校長が必要と認めたときは、委員会の代表者等を参加させることができる。

３　学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、企画調整会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4　開催

定例会は、原則として毎週１回開催とする。

5　招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6　その他、必要な事項は、校長が定める。

第11　職員会議

1　目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

(1)　校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

(2)　校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。

(3)　校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2　構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3　学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、職員会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4　開催

定例会は、原則として月１回開催する。

5　招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6　司会

校長が選任する。

7　記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

8　運営

(1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。

(2) 校長の意志決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第 12　教科主任会議

1　目的

教科主任が中心となり、３年間にわたる組織的な教科指導方針、指導内容、達成目標の教科間での共有化を図り、学校全体としての教科指導力向上を図る体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科主任会議を設置する。

2　所掌事項

(1)　生徒の学力把握、目標達成に向けた指導方法・内容の検討等、教科指導における諸課題の全教科間での共有に関すること。

(2)　進路指導部との連携に関すること。大学入試情報、模試結果等の共有、及び発信に関すること。

(3)　教務部との連携に関すること。

(4)　定期考査及び学習評価の課題の共有と改善方針の検討に関すること。

(5)　教科指導力の向上を図るための研修計画の作成と実施に関すること。

(6)　組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。

3　構成員

校長、副校長、各教科主任、教務主任、進路指導主任とする。

4　開催

定例的な教科主任会議を、月１回開催する。

その他、必要に応じて臨時の教科主任会議を開催する。

第13　教科会

1　目的

教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

2　所掌事項

(1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。
(2) 「年間授業計画」に関すること。
(3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。
(4) 授業の進度や指導内容の確認に関すること。
(5) 定期考査及び学習評価に関すること。
(6) 教科書選定に関すること。
(7) 教務部との連絡・調整に関すること。
(8) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。
(9) 教科指導力の向上に必要なＯＪＴに関すること。

3　構成員

同一教科の全ての常勤の教員とする。

4　開催

定例的な教科会を、月１回開催する。

年間計画に基づく教科会を、年間授業計画策定時（年１回）、定期考査前（年５回）、成績評定前（年３回）、OJT 関係実施時期（年３回）に開催し、各学期開始前までに開催日を決定する。その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。

5　招集

教科会は、教科主任が招集する。

教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

第14　分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。

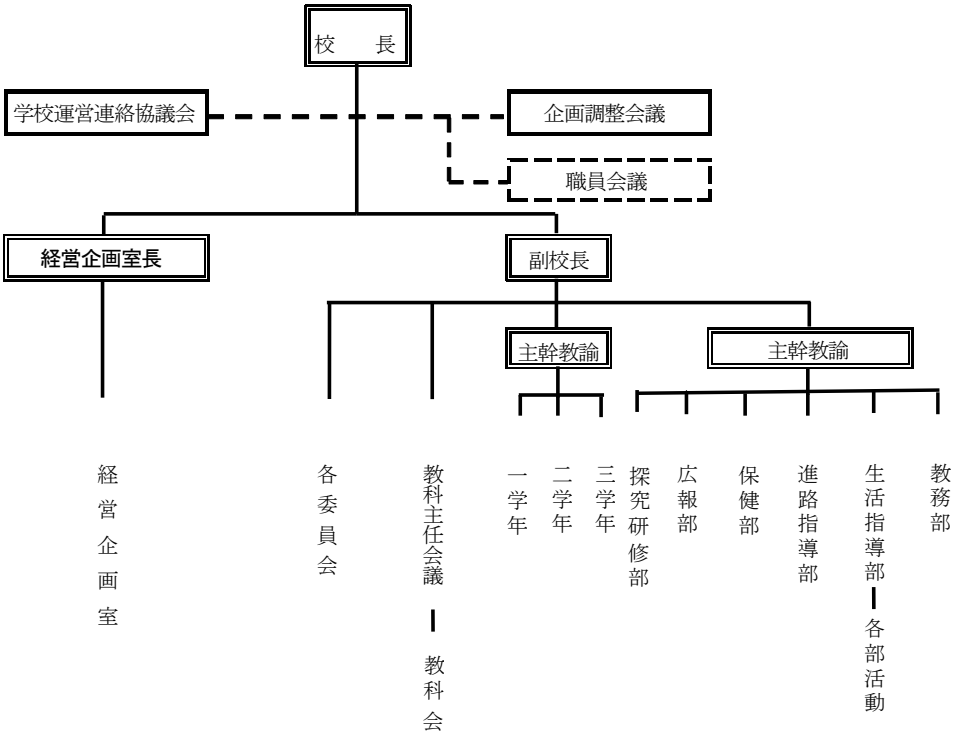

第15　人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第16　予算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第17　校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第18　情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附則

この規程は、平成１１年１月１日から施行する。

附則

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

附則

この規程は、平成１５年４月１日から施行する。

附則

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附則

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附則

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附則

この規定は、平成２０年４月１日から施行する。

附則

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附則

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附則

この規程は、平成２２年１２月１日から施行する。

附則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附則

この規程は、令和　２年４月１日から施行する。

附則

この規程は、令和　３年４月１日から施行する。